

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	保育施設及び放課後児童クラブに関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、保育施設及び放課後児童クラブに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

保育施設及び放課後児童クラブに関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年7月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育施設及び放課後児童クラブに関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置に関する事務又は子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務として、以下の事務を行う。</p> <p>1. 申請に基づき保育施設及び放課後児童クラブの利用について管理する事務 ①申請受付(宛名参照) ②利用(入室)決定 ③利用(入室)決定通知</p> <p>2. 世帯状況、世帯員の税額等を参照し、基準表をもとに利用者負担額(指導料)を決定、徴収する事務 ①口座申込 ②料金計算 ③指導料決定通知 ④口座振替依頼(納付書作成) ⑤振替(納付)結果消込</p> <p>なお、保育施設に関する事務において、各種申請書の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」(埼玉県市町村電子申請サービスを経由してぴったりサービス申請APIにより連携する場合を含む。)及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付、並びに埼玉県市町村電子申請サービスを利用したオンラインでの受付も実施する。</p>
③システムの名称	保育料システム及び放課後児童システム 総合宛名システム 連携基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバ 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 住民基本台帳ネットワークシステム マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)(保育施設のみ) 申請管理システム(保育施設のみ) 埼玉県市町村電子申請サービス(保育施設のみ)
2. 特定個人情報ファイル名	
保育料ファイル(保育料、児童情報、世帯情報) 放課後児童クラブファイル(児童情報、世帯情報)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の8の項、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7号から第10号まで、第68条第1号から第7号まで及び第14号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【保育施設に関する事務】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供は実施しない</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の13の項、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2の2第1号から第6号まで及び第14号</p> <p>【放課後児童クラブに関する事務】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来局子育て未来部 保育施設支援課 / 保育課 / 幼児・放課後児童課
②所属長の役職名	保育施設支援課長 / 保育課長 / 幼児・放課後児童課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各区役所 暮らし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来局子育て未来部 保育施設支援課 / 保育課 / 幼児・放課後児童課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長	保育課長 住谷 安夫	保育課長 齊藤 剛	事後	人事異動による修正のため重要な変更には該当しない。
平成29年9月1日	I 関連情報、1. 特定個人情報フイルを扱う事務、②事務の概要		サービス検索・電子申請機能での受領(保育施設のみ) マイナビポータルのお知らせ機能での通知(保育施設のみ)	事前	
平成29年9月1日	③システムの名称		サービス検索・電子申請機能(保育施設のみ)	事前	
平成29年3月31日	II しきい値判断項目、1. 対象人数、2. 取扱者数 いくつ	平成27年1月31日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年8月21日	I 関連情報、3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第94項、内閣府・総務省令第5号第8条	番号法第9条第1項 別表第一第8項・第94項、内閣府・総務省令第5号第8条・第68条	事後	文言整理等による修正のため重要な変更には該当しない。
平成30年8月21日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)別表第二 第13、16項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第21条における情報照会の根拠)第13項・第116項	事後	文言整理等による修正のため重要な変更には該当しない。
平成30年8月21日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署	保育課長 齊藤 剛 / 青少年育成課長 岸聖一	保育課長 / 青少年育成課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年8月21日	II しきい値判断項目、1. 対象人数、2. 取扱者数 いくつ 時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	しきい値判断結果による修正(取扱者数の計数の見直し)
平成30年8月21日	II しきい値判断項目、2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	しきい値判断結果による修正(取扱者数の計数の見直し)
平成30年8月21日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果による修正
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	II しきい値判断項目、3. 重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和1年6月28日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和2年5月29日	II しきい値判断項目、1. 対象人数、2. 取扱者数 いくつ 時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	人事異動等による修正のため重要な変更には該当しない。
令和2年5月29日	II しきい値判断項目、3. 重大事故	1)発生あり	2)発生なし	事後	評価実施機関における重大事故の発生から1年を経過したことによる修正
令和2年5月29日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更に伴う修正
令和3年8月27日	I 関連情報、3. 個人番号の利用、法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第8項・第94項、内閣府・総務省令第5号第8条・第68条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の8の項、94の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7号から第10号まで、第68条第1号から第6号まで及び第12号	事後	評価書番号15に記載していた「保育施設における保育の実施等に関する事務」については、評価書番号11に「保育施設に関する事務」としてまとめて記載した方が特定個人情報保護評価書として分かりやすいことから、評価書番号15に記載していた内容を追加するもの
令和3年8月27日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第21条における情報照会の根拠)第13項・第116項	(別表第二における情報提供の根拠) 情報提供は実施しない (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の13の項、116の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2の2第1号から第5号及び第12号	事後	評価書番号15に記載していた「保育施設における保育の実施等に関する事務」については、評価書番号11に「保育施設に関する事務」としてまとめて記載した方が特定個人情報保護評価書として分かりやすいことから、評価書番号15に記載していた内容を追加するもの
令和3年8月27日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②部署	子ども未来局幼児未来部保育課 / 子ども未来局子ども育成部青少年育成課	子ども未来局幼児未来部保育課 / 子ども未来局子ども育成部青少年育成課	事後	軽微な修正
令和3年9月1日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 情報提供は実施しない (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の13の項、116の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2の2第1号から第5号及び第12号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 情報提供は実施しない (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の13の項、116の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2の2第1号から第5号及び第12号	事前	法令改正による変更のため、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月20日	I 関連情報、3. 個人番号の利用、法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の8の項、94の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7号から第10号まで、第68条第1号から第6号まで及び第12号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の8の項、94の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7号から第10号まで、第68条第1号から第7号まで及び第14号	事後	法令改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和4年6月20日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供は実施しない (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の13の項、116の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2の2第1号から第5号及び第12号	【保育施設に関する事務】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供は実施しない (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の13の項、116の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第59条の2の2第1号から第6号まで及び第14号 【放課後児童クラブに関する事務】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	「放課後児童クラブに関する事務」(独自利用事務)の情報連携が開始されることに伴う変更のため、重要な変更には該当しない
令和5年4月1日	I 関連情報、1. 特定個人情報を取り扱う事務、②事務の概要	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置に関する事務又は子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務として、以下の事務を行う。 1. 申請に基づき保育施設及び放課後児童クラブの利用について管理 ①申請受付(宛名参照) ②利用(入室)決定 ③利用(入室)決定通知 ④サービス検索・電子申請機能での受領(保育施設のみ) ⑤マイナポータルのお知らせ機能での通知(保育施設のみ) 2. 世帯状況、世帯員の税額等を参照し、基準表をもとに利用者負担額(指導料)を決定、徴収 ①口座申込 ②料金計算 ③指導料決定通知 ④口座振替依頼(納付書作成) ⑤振替(納付)結果消込 ⑥サービス検索・電子申請機能での受領(保育施設のみ) ⑦マイナポータルのお知らせ機能での通知(保育施設のみ)	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置に関する事務又は子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の実施に関する事務として、以下の事務を行う。 1. 申請に基づき保育施設及び放課後児童クラブの利用について管理する事務 ①申請受付(宛名参照) ②利用(入室)決定 ③利用(入室)決定通知 2. 世帯状況、世帯員の税額等を参照し、基準表をもとに利用者負担額(指導料)を決定、徴収する事務 ①口座申込 ②料金計算 ③指導料決定通知 ④口座振替依頼(納付書作成) ⑤振替(納付)結果消込 なお、保育施設に関する事務において、各種申請書の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」(埼玉県市町村電子申請サービスを経由してびったりサービスAPIにより連携する場合を含む。)及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付、並びに埼玉県市町村電子申請サービスを利用したオンラインでの受付も実施する。	事前	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更
令和5年4月1日	I 関連情報、1. 特定個人情報を取り扱う事務、③システムの名称	保育料システム及び放課後児童システム 総合宛名システム 連携基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバ 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 住民基本台帳ネットワークシステム サービス検索・電子申請機能(保育施設のみ)	保育料システム及び放課後児童システム 総合宛名システム 連携基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバ 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 住民基本台帳ネットワークシステム マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)(保育施設のみ) 申請管理システム(保育施設のみ) 埼玉県市町村電子申請サービス(保育施設のみ)	事前	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更
令和5年7月27日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、①部署、②所属長の役職名 I 関連情報、8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	子ども未来局幼児未来部保育課 / 子ども未来局子ども育成部青少年育成課 保育課長 / 青少年育成課長	子ども未来局子育て未来部 保育施設支援課 / 保育課 / 幼児・放課後児童課 保育施設支援課長 / 保育課長 / 幼児・放課後児童課長	事後	組織改正に伴う修正
令和5年7月27日	II しきい値判断項目、1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	軽微な修正